

労政ちば

No.594
Spring
25th. Mar.2025



千葉県商工労働部雇用労働課企画調整班
〒260-8667 千葉市中央区市場町 1-1
☎043-223-2767

CONTENTS

- ・事業主・被保険者の皆様へ 令和7（2025）年度 雇用保険料率のご案内 1
- ・2025年4月～施行！育児・介護休業法の改正概要 2
- ・2025年4月から「出生後休業支援給付金」を創設します 4
- ・2025年4月から「育児時短就業給付金」を創設します 5
- ・会社を揺るがす大きなリスク 今すぐ始めるべき就活ハラスメント対策！ 6
- ・令和7年1月から「オンライン事業所年金情報サービス」はより多くの方が利用できるようになりました！ 8
- ・千葉労働局長がベストプラクティス企業を訪問しました！ ～菱木運送株式会社（八街市）～ 10
- ・千葉県労働委員会 令和6年活動状況 11
- ・「生産性向上人材育成支援センター」のご案内 / 各種訓練のご案内（5月以降開催予定コース） 12
- ・ちば企業人スキルアップセミナー / 令和7年度前期技能検定のご案内 13
- ・そのお仕事にシルバー人材センターをお役立てください 14
- ・定年退職者さまにシルバー人材センターをお勧めください 15
- ・千葉県外国人材活用支援事業のご案内 16

TOPICS

事業主・被保険者の皆様へ

令和7（2025）年度 雇用保険料率のご案内

令和7（2025）年4月1日から令和8年（2026）3月31日までの雇用保険料率は以下のとおりです。

- 失業等給付等の保険料率は、労働者負担・事業主負担ともに5.5/1,000に変更になります（農林水産・清酒製造の事業及び建設の事業は6.5/1,000に変更になります。）。
- 雇用保険二事業の保険料率（事業主のみ負担）は、引き続き3.5/1,000です（建設の事業は4.5/1,000です。）。

<令和7年度の雇用保険料率>

(※)は変更部分

事業の種類	負担者	② 事業主負担			① + ② 雇用保険料率
	① 労働者負担 (失業等給付・ 育児休業給付の 保険料率のみ)		失業等給付・ 育児休業給付の 保険料率	雇用保険二事業 の保険料率	
一般の事業	5.5/1,000 ^(※)	9/1,000 ^(※)	5.5/1,000 ^(※)	3.5/1,000	14.5/1,000 ^(※)
(令和 6 年度)	6/1,000	9.5/1,000	6/1,000	3.5/1,000	15.5/1,000
農林水産・ 清酒製造の事業	6.5/1,000 ^(※)	10/1,000 ^(※)	6.5/1,000 ^(※)	3.5/1,000	16.5/1,000 ^(※)
(令和 6 年度)	7/1,000	10.5/1,000	7/1,000	3.5/1,000	17.5/1,000
建設の事業	6.5/1,000 ^(※)	11/1,000 ^(※)	6.5/1,000 ^(※)	4.5/1,000	17.5/1,000 ^(※)
(令和 6 年度)	7/1,000	11.5/1,000	7/1,000	4.5/1,000	18.5/1,000

(枠内の下段は令和5年4月～令和7年3月の雇用保険料率)

※ 園芸サービス、牛馬の育成、酪農、養鶏、養豚、内水面養殖および特定の船員を雇用する事業については一般の事業の率が適用されます。

【お問い合わせ先】

管轄のハローワーク、または千葉労働局労働保険徴収課（電話：043-221-4317）